

三浦市民交流センター利用料減免基準

1 市が求める基準により減免

(1) 全額免除

- ア 市及び市の機関の主催又は共催する集会、行事等に利用するとき。
- イ 官公署が公益のため入場料を徴収しないで利用するとき。
- ウ 市民交流センターまつり実行委員会が利用するとき。
- エ その他市長が利用料金の免除を適当と認めるとき。

(2) 2分の1減額

- ア 官公署が公益のため入場料を徴収して利用するとき。
- イ 官公署が公益事業以外で入場料を徴収しないで利用するとき。
- ウ その他市長が利用料金の減額を適当と認めるとき。

(3) 5分の1減額

- ア 市又は市の機関が後援する集会、行事等に利用するとき。
- イ その他市長が利用料金の減額を適当と認めるとき。

2 指定管理者が求める減免

(1) 全額免除

- ア 指定管理者が主催する事業で利用するとき。